

ASAHI NEWS

令和元年5月13日
第110号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：5月31日(法人税、消費税、事業税、住民税)

所得税確定申告の延納届出による延納税額の納付：5月31日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月09日：消費動向調査(内閣府)

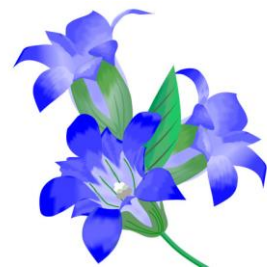
5月20日：1～3月期GDP速報値(内閣府)

5月22日：貿易統計発表(財務省)

5月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

5月31日：有効求人倍率発表(厚労省)

5月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報(経産省)



税制改正シリーズ② ～事業承継税制を適用する資産管理会社に緩和措置～

4月号に続いて、2019年度税制改正シリーズを掲載して参ります。

今回は、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の緩和措置についてお知らせいたします。

この制度は、一定の要件を満たすと自社株式の贈与税・相続税の納税が猶予され、株式を終身保有すること等により、最終的に納税が免除されるというものです。

このうち、資産管理会社については、1日でも資産保有型会社になると納税猶予の認定が取り消されるなど厳しい要件が設けられていましたが、今回の改正では、**一定のやむを得ない事由に該当する場合には、一時的に下記の割合を超えても、資産保有(運用)型会社に該当しないものとみなされることとなりました。**

資産保有(運用)型会社とは

資産保有型会社又は資産運用型会社の判定は、下記のように計算します。

【資産保有型会社】

$$\frac{\text{特定資産(注)の帳簿価格の合計} + \alpha}{\text{資産の帳簿価格の総額} + \alpha} \geq 70\%$$

α : 本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与

【資産運用型会社】

$$\frac{\text{特定資産(注)の運用収入}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

総収入金額: 売上高 + 営業外収益 + 特別利益

(注) 特定資産とは、①から⑤までの合計をいいます。

- ① 有価証券等
いわゆるホールディングカンパニーは特別子会社が資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない限りは、必要な要件を満たすと納税猶予制度の対象になる可能性があります。
- ② 現に自ら使用していない不動産
その中小企業者自身が自ら事務所や店舗等として使用している不動産以外のものすべてが該当します。
- ③ ゴルフ会員権等
- ④ 絵画、貴金属等
- ⑤ 現預金その他これらに類する資産

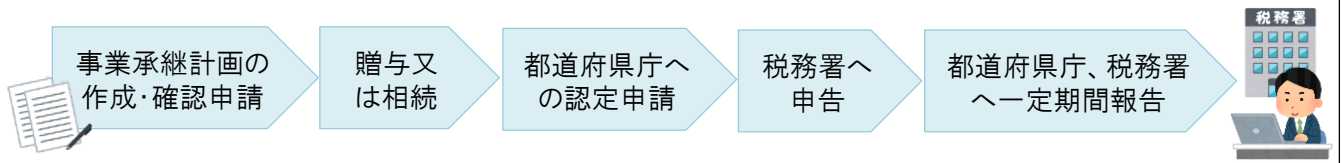


改正の内容: 2019年4月以後の事由発生に適用

現行	上記の資産保有(運用)型会社に該当した場合には、直ちに納税猶予は取消しとなる。
改正	従前、資産保有(運用)型会社に該当した場合でも、一定のやむを得ない事由による場合には、一定期間は、資産保有(運用)型会社定に該当しないものとみなされる。 ※ 資産保有型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合 (例) 事業活動のために必要な資金の借入/事業の用に供していた資産の譲渡 資産運用型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合 (例) 事業活動のために特定資産を売却したこと

納税猶予制度の認定を受けるためには

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、2023年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出しないと適用を受けることができません。特例承継計画の提出を検討される場合には、当社担当にお問い合わせください。



※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

法人税及び地方税の税率改正について

昨今の人手不足、労働生産性の伸び悩み・後継者不足等の問題から中小企業等の経営基盤を強化するため、法人税率の軽減税率が延長されました。また、地方法人課税の偏りを是正するため、地方税の税率も変更されました。

法人税の軽減税率について

中小法人等の所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率、いわゆる**軽減税率の特例の適用期限が2021年3月31日(改正前:2019年3月31日)まで延長**されました。

法人および所得の区分		法人税率			
		現行		改正後	
		(2018.4.1~ 2019.3.31)	(2019.4.1~ 2021.3.31)	(2018.4.1~ 2019.3.31)	(2019.4.1~ 2021.3.31)
中小法人(※1) 及び 一般社団法人等、 人格のない社団等	年800万円以下の金額	15%	19%	15%	15%
	年800万円超の金額	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
中小法人以外の普通法人(※3)		23.2%	23.2%	23.2%	23.2%

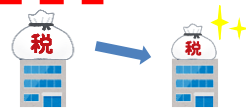
※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(みなし大法人(※2)を除く)をいいます。

※2 みなし大法人とは、次に掲げる法人をいいます。

①大法人(※3)の100%子法人

②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

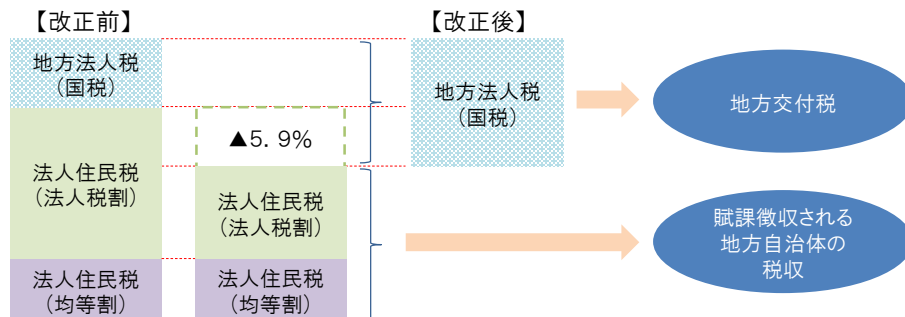
※3 資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限る)又は受託法人の100%子法人をいいます。



地方法人課税の税率改正について

【地方法人税、法人住民税課税について】

地方税の税源の偏り、各地域の財政力格差の縮小を図るため、下記の通り是正措置されました。



※1 地方法人税(国税)の税率は、2019年10月1日以降の開始事業年度から4.4%から10.3%に上げられます。

※2 法人住民税割については、2019年10月1日以降の開始事業年度から次の税率になります。

	改正前	改正後
都道府県民税	3.2%	1.0%
市町村民税	9.7%	6.0%

★税率は、標準税率で比較しています。

また、制限税率も同様に税率の引き下げが行われています。

法人住民税の均等割については、特に改正ありません。

【事業税について】

法人事業税の税率が見直され、地方法人特別税が廃止され特別法人事業税が創設されます。

区分		2016年4月1日から 2019年9月30日まで の間に開始する 事業年度	2019年10月1日以降に開始する事業年度	
			改正前	改正後
資本金又は 出資金1億円以下 の普通法人等	年400万円以下の所得	3.4%	5.0%	3.5%
	年400万円超 年800万円以下の所得	5.1%	7.3%	5.3%
	年800万円超の所得	6.7%	9.6%	7.0%
資本金又は 出資金1億円超 の普通法人	年400万円以下の所得	0.3%	1.9%	0.4%
	年400万円超 年800万円以下の所得	0.5%	2.7%	0.7%
	年800万円超の所得	0.7%	3.6%	1.0%

★ 特別法人事業税の概要は、法人事業税を一部分離して、国税として払込みを行うもので、2019年10月1日以降の開始事業年度から適用されます。

なお、国が一旦、直接、特別勘定として徴収した後、地方交付税と同様に各都道府県に地域間の財政力格差の是正措置として、特別法人事業譲与税として交付する仕組みとなっています。